

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高山市長 田中 明

市町村名 (市町村コード)	高山市 (212032)
地域名 (地域内農業集落名)	朝日地域 (小谷・見座・小瀬・立岩・万石・上ヶ見・寺澤・浅井・大廣・黒川・一之宿・下桑之島・胡桃島・甲・青屋・西洞・宮之前)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月31日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、水稻栽培や施設園芸、露地栽培、畜産業が盛んに行われ、飼料作物やWCS用稲の栽培や堆肥の活用など、耕畜連携による循環型農業にも取り組んでいる。

水稻栽培を中心に担い手への集約が進んでいるが、地域全体の少子高齢化と同様に担い手自身の高齢化も進んでいるため、後継者育成・新規就農者の確保が課題である。

このため、現状の担い手が効率よく作業するためにも、農地の大区画化など耕地整理を進める必要がある。

また、近年の気候変動や物価の上昇など厳しい状況の中、持続可能な農業としていくためにも、新たな品種選定による差別化による農業収入の向上や、鳥獣被害対策の取り組みの強化等が必要である。

【地域の基礎的データ】

農業経営体 : 99経営体(うち 70歳以上38経営体、団体経営体 7経営体) <2020年 農林業センサス>

主な作物等 : 水稻、トマト、ホウレンソウ、畜産

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田では、水稻を中心に、現状の担い手による利用を継続しつつ、担い手に過度の負担とならない範囲で徐々に集積・集約化を進めていく。

また、耕畜連携については、水稻農家と畜産農家の需給バランスを図りながら継続していく。

畑地では、施設園芸(トマト・ホウレンソウ)を中心に、現状の担い手の利用を継続していく。

就農希望者や次世代の後継者に、魅力のある農業を見せられるよう6次産業化やブランド化等儲かる農業を目指していく。

新規就農者や後継者確保については、空家や農地の利用を含め、県、JA、市と連携して取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	153 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	153 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・水田については、農業委員や農地利用最適化推進委員などと連携し、担い手の状況に合わせて、可能な範囲で集積・集約を進める。 ・畑地については、施設園芸を中心に現状の認定農業者等の担い手による利用を継続していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・将来の集約化を目指し、地域の農地について農地中間管理機構への貸付けを進め、担い手の経営意向・状況を踏まえ、可能な範囲で集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業や中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し、農道や水路等の修繕を進める。 ・県営土地改良事業や県単農業農村整備事業を活用し、施設の長寿命化を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・県、JA、市と連携し地域内で増加する空家や農地を活用し、地域内外の新規就農者や後継者育成を図る。 ・多様な担い手として地域外からの経営体の受入れも進め、空き施設や農地の活用を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化が期待できる防除作業は、共同防除の利用推進・継続を図る。

以下任意記載事項

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☒	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①目撃情報の共有など鳥獣被害対策実施隊と連携し、鳥獣被害の拡大防止に取り組む。

⑦町内会・農業改良組合による農地等の保全管理については、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用しながら、取り組んでいく。

⑨先進的に取り組んできた耕畜連携については、水稻農家と畜産農家との需給バランスを把握しながら、継続を図る。